

としま子どもの権利相談室

令和 5 年度活動報告書

令和 6 年 9 月

としま子どもの権利相談室

目次

はじめに

子どもの権利擁護委員からメッセージ	1
-------------------	---

I 子どもの権利擁護委員の概要

1. 豊島区子どもの権利に関する条例	5
2. 豊島区子ども権利擁護委員	6
3. としま子どもの権利相談室	7

II としま子どもの権利相談室活動状況

1. 相談活動状況	13
2. 対応事例	17
3. 開設から1年を振り返って	21

III 普及啓発活動

1. 広報物	25
2. 子どもの権利に関する学習プログラム	26
3. 展示等	27

IV 参考資料

豊島区子どもの権利に関する条例	29
豊島区子どもの権利に関する条例施行規則	40

子どもたち一人ひとりが尊重される街・豊島区での権利擁護委員の活動

豊島区子どもの権利擁護委員 代表 山下 敏雅

私は2010年に、子どもの権利擁護委員に任命されました。当時、旧庁舎の向かいにあった東京パブリック法律事務所(弁護士会が設立・支援をしている公設事務所)に勤務していた弁護士の私に、声がかかったのです。

当初は、権利擁護委員のための専用の部屋も電話回線もなく、相談員もおらず、広報もあまりされていないという、やや寂しいスタートでした。権利擁護委員の存在自体が子どもたちや区民の皆さんに全く知られておらず、区の職員の皆さんにさえ認知がなかなか広がっていない状況でした。

私は最初の頃、東部子ども家庭支援センターの会議に出席し、子どもの権利の観点から助言をしたり、当事者に直接にお会いして調整活動を行ったりしていました。しかし、子ども家庭支援センターが扱うのは乳幼児と小学生のケースが中心で、中高生の事案がほとんどありませんでした。そこで、私のほうから「現場に行かせてほしい」とお願いし、2013年から、中高生センタージャンプ2カ所にそれぞれ月1回ずつ定期訪問をするようになりました(児童館に弁護士が定期訪問するのは全国で初めての取り組みだったようです)。普段は子どもたちと雑談したり、卓球をしたり、歌ったり、子どもたちが作ったお菓子をつまみ食いしたりしているのですが、そのようにアウトリーチをしていると、ただ待っているだけでは見えてこなかった、子どもの権利の深刻な侵害状況に多く出会います。そのようなケースで、事実関係を整理し、一緒に考え、本人の意見を尊重して、家族や関係機関に働きかけていく、という弁護士の権利擁護委員の活動を通して、「権利が守られること」を子どもたち自身が実感していきます。

私は数年前から、区内の小学校に出向き、主に6年生を対象に子どもの権利に関する授業も行っています。授業では、子どもの権利侵害と救済について具体的なケースを紹介しながら、今日覚えて欲しいほしいこととして次の3つを端的に示します。一つ目は、人権は一人ひとりが大切な存在として尊重されるということ。二つ目は、子どもも大人と同じように人権が守られるということ。そして最後の三つ目は、豊島区は子どもの権利を大切にしている街だということです。日本が子どもの権利条約を批准しながら国内法をなかなか作らなかった中で、「自分の地域で作ろう」と条例を作った自治体があり、豊島区は其中でもとても早かったことを紹介して、「皆さんはとてもすごい街に住んでいるんですよ」と私が話すと、子どもたちの目が輝きます。そして私は、「豊島区はもっと子どもたちの権利を守りたいという強い思いで、去年、子どもの権利相談室を新しく作りました。専用の部屋や相談窓口ができて、相談員の人も加わって、皆さんをサポートするメンバーが増えたんですよ」と説明します。

権利擁護委員としてこれまで14年間に会った子どもたちの顔を思い返しながら、権利救済体制が充実したこれから先はさらにどんな子どもたちと出会えようかと想像しています。そして、子どもたち一人ひとりが尊重される素敵な街として豊島区がより一層前に進んでいけるよう、区民の皆さんや関係機関と共にこれからも尽力していきたいと思っています。

この1年を振り返って

豊島区子どもの権利擁護委員 佐賀 豪

昨年9月、相談室の開所当初、私は、広報活動が十分でなかったように感じていたので、相談はほとんど来ないと予想していた。しかし、このような思惑とは裏腹に1週1件ペースで相談が続いている。

活動開始から凡そ10年を経過した世田谷区の子どもの権利擁護機関「せたホッと」が1日1件ペースで相談を受けているが、世田谷区の人口は約100万弱、豊島区の人口がその4分の1程度であるとする、相談室開所時から今のペースで相談が続くのは、豊島区においては、子どもの権利への関心が高く、子どもにも一定程度それが浸透していると受け止めたい。

ただ他方で、この1年間に相談室が受けた相談内容は決して軽微なものではなく、重たい相談が続いているのも事実である。これは、子どもの権利が広く認知されつつあるものの、それに対する理解がまだ十分でなく、権利侵害の事態に陥る場面が避けられていない現状が存在するように感じる。

当職が担当した相談も、子ども、親、その他関係者が、いろいろな「傷つき」を抱えているものばかりだった。子どもの権利侵害状況を解消することが権利相談室、権利擁護委員の仕事であるが、単に侵害の解消だけではなく、このような傷つきからの回復を視野に入れた活動を目指すことこそが、単に条例で権利を定めただけでなく、相談室、権利擁護委員という制度及び人を配置することの意味なのだと再確認した。

この1年間、相談室には多くの方が来所したが、我々と話をすることで気持ちが楽になったと言われる方が本当に多かった。権利と直接関係のないような相談もあったが、それでも自分が何の問題に直面しているかわからず、特に、子どもが関係する場合ことのほか不安になるのか、相談後安心しましたと言われて帰られる姿が実に印象的であった。

単に「話す」ことだけかもしれないが、何も心配することはないとの結論に至るだけでも、親は安心し、子どももそれを見て安心できる効用があることは今後も意識したい。

この点に関し、相談者が「ここ(相談室)に相談できて良かった」と言われると本当ほっとするという相談員の発言もまた大切だと思う。相談を受けとめる側が、相談者が元気になることを自らの励みにできる環境がなければ、よりよい解決に向けた支援には繋がらない。相談員が、今後も、このような安堵感を覚えるような活動環境を継続させることも子どもの最善の利益を図る子どもの権利擁護委員の重要な職責である。

これまで権利擁護委員として約10年近く活動してきたが、子どもの権利相談室ができるまでは、もっぱら権利擁護委員として、他の機関と一緒にとはいえ、単独で子どもの最善の利益について判断・活動することを行ってきた。しかし、昨年9月、相談室が開所し、相談員と具体的な相談についてどのように対応することが子どもの最善の利益に資するのか、一緒に検討するようになった。このような検討において、自分の中で考えていた視点とは全く別の視点に行きつくことが多く、子どもの最善の利益を多角的に検討するとはこのようなことをいうのだと痛感した。この点、開所前は、子どもの最善の利益を私の考え(視点)のみで検討していたことは否めない。今後も、様々な視点から子どもの最善の利益を検討するプロセスは続けるべきと考える。

まだまだ1年目であるが、様々な気づきがあった。これを次年度以降にも活かしていきたい。

メッセージ～子どもの権利擁護委員として考えること～

豊島区子どもの権利擁護委員 林 大介

2024 年 4 月 1 日から、豊島区子どもの権利擁護委員を務めさせていただいております。この半年、相談室に寄せられる子どもの声に触れるたびに、「子どもの権利」「子どもの意見表明」を取り巻く状況を強く意識させられます。

御存知のように、2022 年 6 月 15 日、議員立法である「こども基本法案」と内閣提出の「こども家庭庁設置法案」および関連法案が参議院で可決され成立し、2023 年 4 月 1 日から施行となりました(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>)。

こども基本法の目的規定(第 1 条)が「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とされ、条約の一般原則を織り込んだ形でこども施策の基本理念を定め(第 3 条)、こども家庭庁設置法の任務規定(第 3 条)にも反映されている法律が施行となったことは評価できます。

特に子どもの意見表明・参加について以下のように定められたことは大きな一歩です。

- ・すべての子どもについて「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会」を確保すると定め(こども基本法 3 条)、子どもの意見表明・参加を広く推進していく必要性を確認した点。
- ・こども施策の策定・実施・評価にあたって、当事者である子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとし(同 11 条)、こども政策推進会議による「こども大綱」案の作成にあたってこどもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずると明文化した点(同 17 条 3 項)。

これまでの日本社会においては、子どもが意見を表明しようとする「意見を言う前に、まずはだまって聞きなさい！」と言われがちでした。しかしそうではなく、当事者である子ども自身が、自分の権利を認識し、意見表明できることが、名実ともに明らかになりました。

そもそも、子どもの権利条約において、「子どもの意見の尊重」は、「Respect for Children's Opinion」ではなく、「Respect for Children's Views」です。「意見」=「理路整然とした主張」ではなく、「自分が思い描いたこと」が「意見」なのです。3 歳は 3 歳なりに、小学 5 年生は 5 年生なりに、高校生は高校生なりに自分で思い描き、考えています。そうした「思い描いたこと=Views」を伝えていくことを積み重ねることによって、自分の想いの伝え方を学び、Views が Opinion へと変化していくのだと私は思います。

豊島区においても、子どもの権利に関する条例が制定されており、そこでは、「大切な子どもの権利」として、安心して生きること、個性が尊重されること、自分で決めること、思いを伝えること、かけがえない時を過ごすこと、社会の中で育つこと、支援を求めること」が定められています。

豊島区では、子どもの声や思いが尊重され、子どもの権利が保障されている状況にあるのでしょうか。そもそも、子どもだけではなく、おとな自身の権利も十分に保障されているのでしょうか。

子どもだから我慢するのではなく、子ども時代から、きちんと権利が保障され、一人の人間として生きていくことができることこそが、社会の中で求められています。声を出しにくい、あげづらい状況にある子どもたちが、安心して意見表明できるように、子ども自身が自分の権利を自覚できるように、子どもの権利擁護委員として、丁寧に取り組んでいきます。

I 豊島区子どもの権利擁護委員の概要

1. 豊島区子どもの権利に関する条例

「豊島区子どもの権利に関する条例」は、平成 18 年 3 月に制定されました。この条例には、子どもが持つ大切な権利や、子どもの権利を守るために、子どもに関わる人たちが果たすべき役割について定められています。

豊島区では、「豊島区青少年問題協議会」において、平成 13 年に青少年の参加・参画を推進する重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申しました。その後、平成 15 年には青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が最重要課題と答申したことをきっかけに、子どもの権利条例の検討が始まりました。

制定にあたり、平成 15 年 12 月に「子どもの権利条例(仮称)検討委員会」を発足し、権利の主体である子どもをはじめ、様々な立場の方に意見を聞くことを目的にヒアリングを開始しました。また、検討委員会の委員長より起草部の立ち上げが提案され、公募区民中心に原案を作り、委員会に提案していきました。ヒアリングの結果や豊島区子ども白書の資料をもとに、区民目線での自由な発想をもって進められ、条例の前文は、子どもが読んでも分かるように、子どもに向けたメッセージにしました。

豊島区子どもの権利に関する条例 前文

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

大切な子どもの7つの権利

安心して
生きること

自分で
決めること

かけがえのない
時を過ごすこと

支援を
求めること

個性が尊重
されること

思いを
伝えること

社会の中で
育つこと

2. 豊島区子どもの権利擁護委員

豊島区子どもの権利擁護委員は、豊島区子どもの権利に関する条例第22条により、子どもの権利侵害について迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、中立性・独立性を担保された区長の附属機関として、平成22年に設置されました。

子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行います。また、子どもの権利救済の申立てを受けた場合は、必要な調査及び調整を行い、関係者等に対して是正要請をしていく役割を担っています。

(1)子どもの権利擁護委員の職務

- ・子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済の申立てや自らの判断により、必要な調査及び調整を行うこと。
- ・必要があると認めるときは、関係する団体または個人に対して是正要請をすること。
- ・是正要請を受けてとられた措置については、関係する団体または個人から報告を求めること。

(2)子どもの権利擁護委員の任命

任期 2 年(再任可)、定数 3 名以内とし、人権擁護に深い理解と熱意を持ち、人格に優れ、高い識見も有すると認める者を区長が任命します。

令和 5 年 9 月～令和 6 年 9 月の間に、任命されている委員は以下のとおりです。

氏名	所属等	委嘱期間
山下 敏雅	弁護士	平成22年 1 月～
佐賀 豪	弁護士	平成26年12月～
加藤 優子	臨床心理士	令和3年3月～令和5年12月
林 大介	学識経験者	令和6年4月～

(3)子どもの権利擁護委員会議

権利擁護委員の職務執行の方針や相談ケースの対応、普及啓発に関することなど、必要事項について決定する擁護委員会議を開催しています。なお、個別のケースに関する検討は会議以外にも随時行っています。

■令和 5 年度開催状況…全24回

3. としま子どもの権利相談室

(1) 設置経緯

「豊島区子どもの権利に関する条例」第 23 条に規定する、子どもの権利侵害に関する相談及び申し立てに応じるため、令和 5 年 9 月 6 日に「としま子どもの権利相談室」を開設しました。「としま子どもの権利相談室」は、子どもの権利侵害の早期発見、または権利侵害からの救済・回復を図る相談窓口です。

(2) 体制

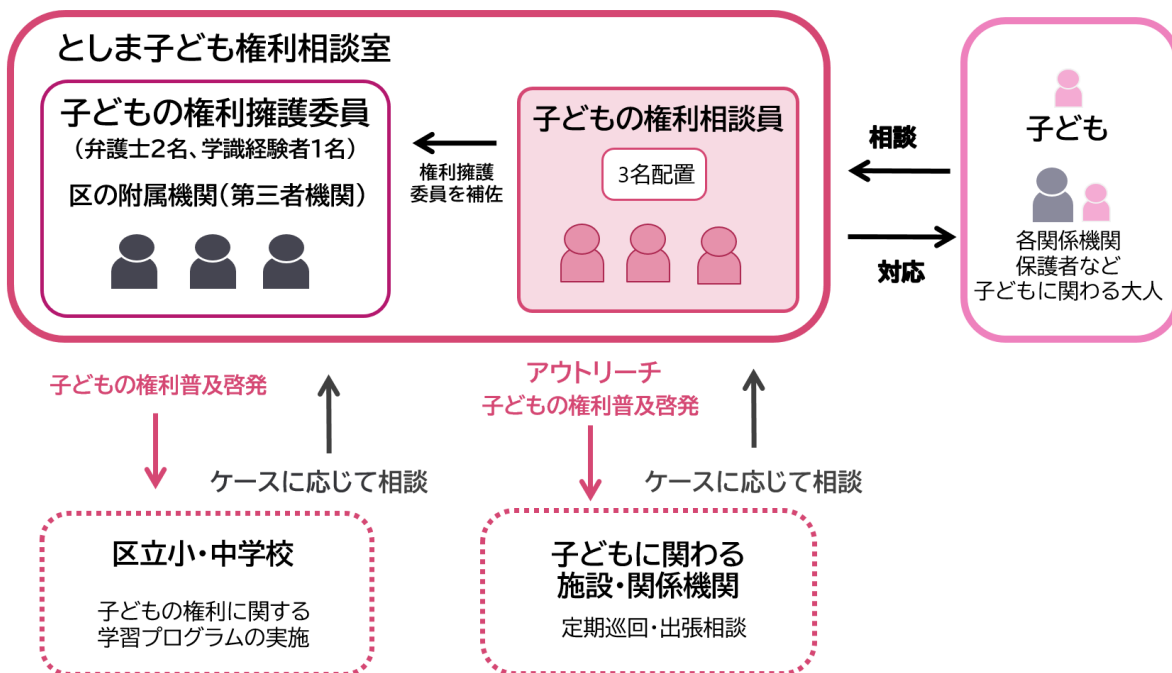
① 豊島区子どもの権利擁護委員

② 豊島区子どもの権利相談員

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士、教員、弁護士のいずれかの資格を有し、子どもに関わる相談等の実務経験が 3 年以上ある者。
- ・権利擁護委員の職務を補佐し、権利侵害に関する相談に応じ、調査・調整を行うこと。
- ・豊島区子どもの権利に関する条例や子どもの権利の普及啓発に関すること。

③ 事務局

- ・としま子どもの権利相談室の運営、他機関との調整等。
- ・子どもの権利に関する普及啓発に関すること。



(3)所在地 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階



(4)相談対象

18歳未満の区内在住・在学・在勤する者

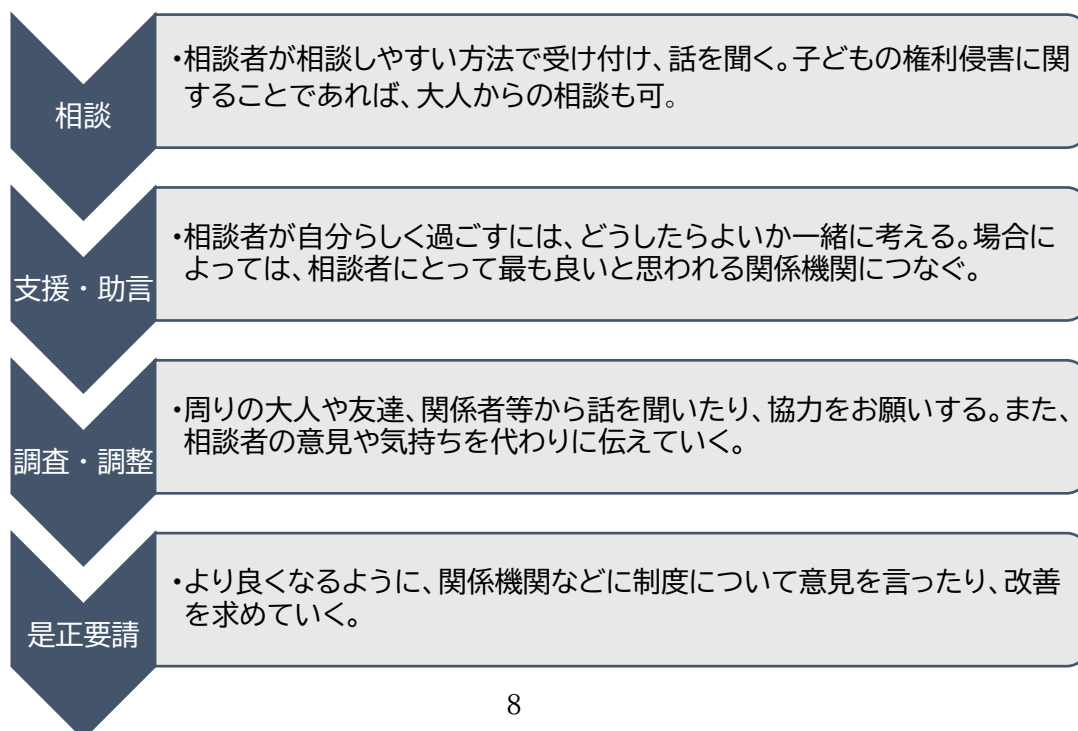
20歳未満で区内にある子どもに関わる施設に在籍している者

(子どもの権利侵害に関わることであれば、大人からの相談も可)

(5)相談方法

- 会って話す としま子どもの権利相談室や区施設で相談する。
- 電話をする 03-5985-9580
- メールをする ・【kodomosoudan@city.toshima.lg.jp】宛にメールを送る。
・豊島区ホームページの Web フォームからメールを送る。
- 手紙を書く ・としま子どもの権利相談室宛に送る（豊島区雑司が谷3-1-7）
・区長あての子ども版広聴レター「子どもレター」を使って送る

(6)相談の流れ



(7)開設準備

①他自治体視察

令和4年11月21日 世田谷区「せたがやホッと子どもサポート」

令和4年12月8日 中野区「子ども相談室ポカコロ」

②内覧会

◇開催日時 令和5年9月5日(火)

◇参加者 区政連絡会委員、主任児童委員、青少年育成委員会、保護司会、子どもの権利委員会委員、教育委員、区議会議員、イケア・ジャパン株式会社

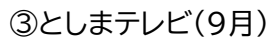
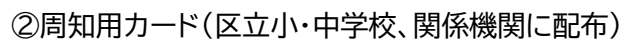
◇内容

- ・子どもの権利擁護委員及び子どもの権利相談員紹介
- ・「としま子どもの権利相談室」の概要説明
- ・施設見学

訪れた子どもがリラックスしてお話ができる空間となるように、相談スペースにはソファやぬいぐるみを設置しています。子どもの権利相談室の趣旨にご賛同いただいたイケア・ジャパン株式会社様より、家具等をご提案、寄贈いただきました。



①周知用リーフレット(区立小・中学校、関係機関に配布)



区政に関する情報を紹介する生放送番組「としま情報スクエア」で、子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員が、相談室の開設を周知。



(9)条例制定から相談室開設まで

平成 13 年 3 月	豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として、「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申。
平成 15 年 2 月	豊島区青少年問題協議会が、権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例」の制定が再重要課題と答申。
平成 15 年 12 月	「豊島区子どもの権利条例(仮称)検討委員会」発足
平成 18 年 3 月	「豊島区子どもの権利に関する条例」制定
平成 22 年 1 月	「豊島区子どもの権利擁護委員」設置(条例第 22 条)
平成 30 年 3 月	「豊島区子どもの権利委員会」設置(条例第 31 条)
令和 2 年 3 月	「豊島区子ども・若者総合計画」の一つとして、「子どもの権利推進計画」を策定し、子どもの権利侵害を予防・救済する相談窓口として、子どもの権利相談室の設置が重点事業としてあげられる。
令和4年 3 月	豊島区子どもの権利委員会が、豊島区における子どもの権利擁護施策について、「子どもの権利擁護の仕組みの構築により、権利相談・救済の手続きを整備すること」と答申。
令和 5 年 9 月	子どもの権利侵害の早期発見、権利侵害からの救済・回復を図る機関として、「としま子どもの権利相談室」開設。

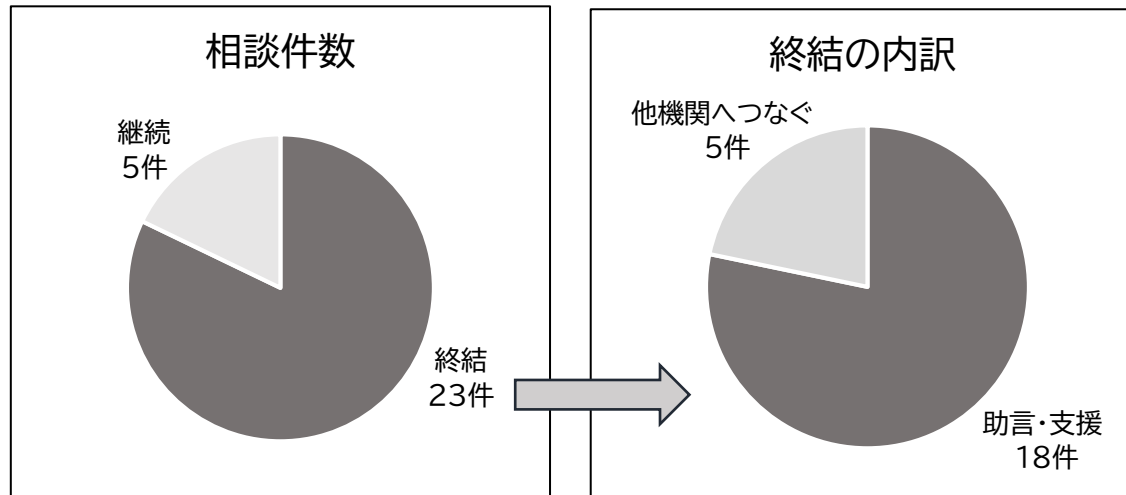
Ⅱ としま子どもの権利相談室活動状況

1. 相談活動状況

■期間…令和 5 年 9 月 6 日～令和 6 年 3 月 31 日

(1)相談件数

相談件数 28 件のうち、5 件は令和 6 年度以降も継続して、対応しています。23 件は、助言や支援、他機関につなぐ等の対応により終結しました。



■新規相談件数(月別)

月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
相談件数	4	8	6	3	2	3	2	28

(2)「子どもの権利相談室」の活動回数

子どもの権利相談室が、28 件の新規相談に対して活動した回数は 445 回です。相談者とのやりとり、関係機関との調整等が含まれます。1 件の相談につき、2 回以上活動したケースが 9 割以上を占め、30 回以上対応したケースが 4 件ありました。

■手段別活動回数

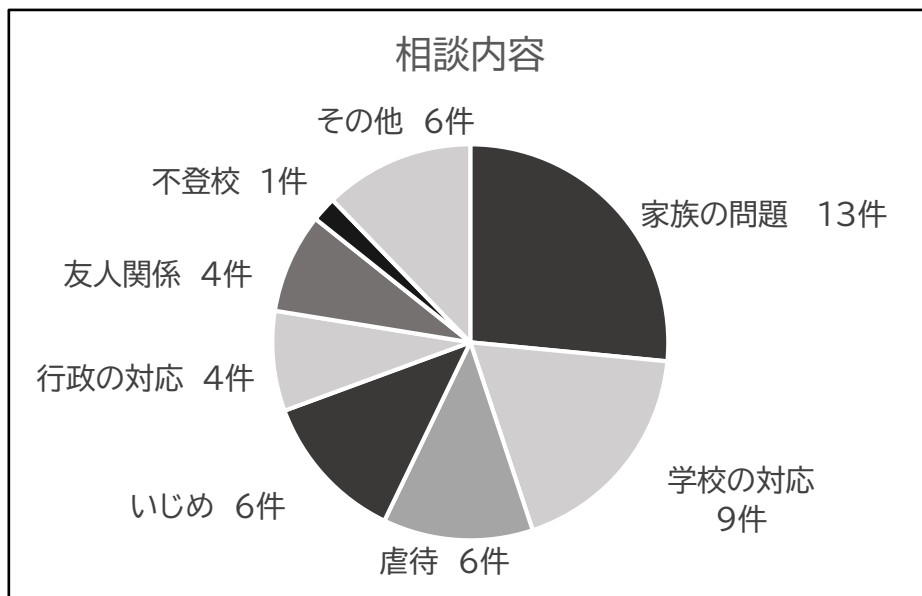
活動手段	対面	電話	メール	手紙	合計
活動回数	114	210	118	3	445

■活動回数別の相談件数

活動回数	1 回	2～5 回	6～10 回	11～30 回	30 回以上	合計
相談件数	2	12	6	4	4	28

(3)相談内容

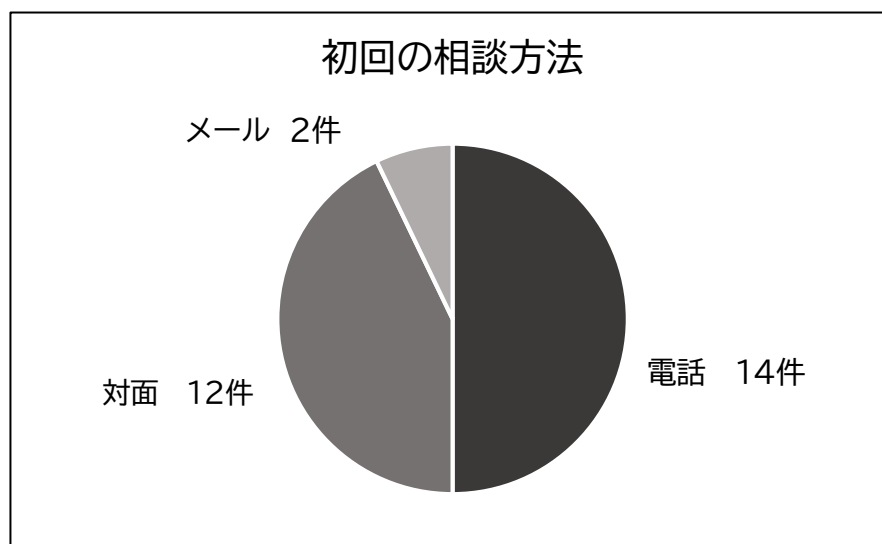
相談内容で最も多かったのは「家族の問題」が 13 件、次いで「学校の対応」が 9 件、「虐待」「いじめ」がそれぞれ 6 件でした。



※複数に該当する場合は双方にカウントしています。

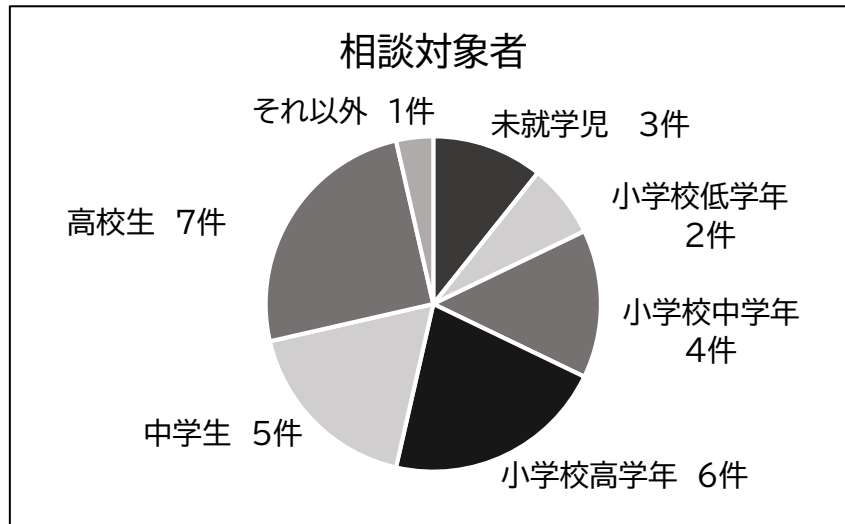
(4)初回の相談方法

初回の相談方法は、「電話」が最も多く 14 件、次いで「対面」が 12 件です。電話やメールでの相談であっても、7 割以上のケースは、その後対面で相談者のお話を聞き、対応しています。



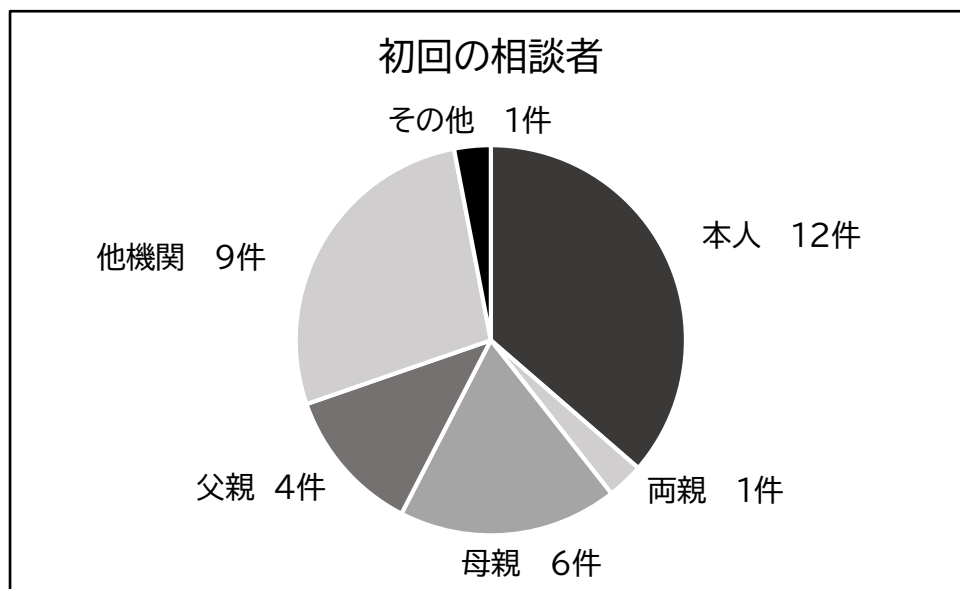
(5)相談対象となる子どもの所属

相談の対象となる子どもの所属は、「小学生」が最も多く 12 件、次いで「高校生」が 7 件、「中学生」が 5 件です。



(6)初回の相談者

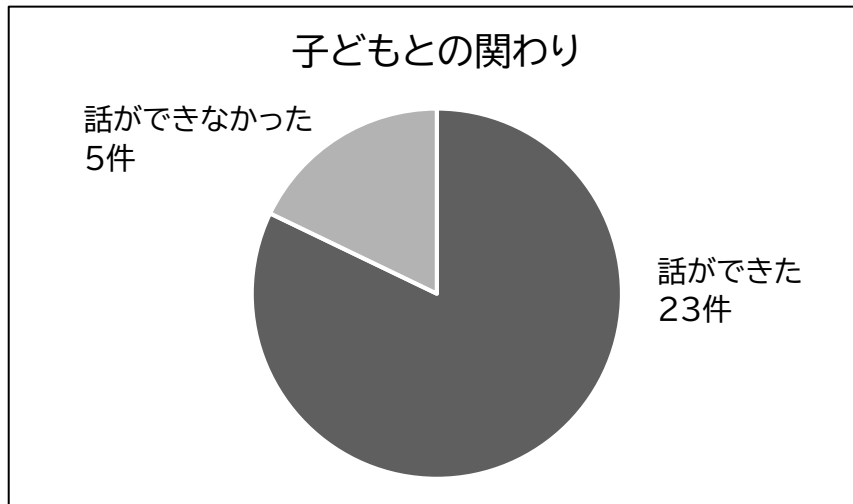
初回の相談に本人が来たケースは 12 件ありました。保護者が同伴する場合、もしくは保護者のみで相談にくる場合、また他機関から相談につながる場合もありました。



※複数に該当する場合は双方にカウントしています。

(7)子どもとの関わり

相談の過程で、子どもと関わることはできたのは 23 件ありました。子どもに関わる大人からの相談の場合、8 割以上がその後直接子どもと接触し、話を聞くことができました。



(8)申し立て状況

令和 5 年度の救済の申し立ては、ありませんでした。

(9)アウトリーチ

子どもに関わる施設に、子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が出向いて、子どもたちとの関係性を築き、安心して相談できるよう、アウトリーチ活動を実施しました。権利侵害の早期発見につなげています。

■令和 5 年度活動実績

- ① 中高生センタージャンプ 24 回
- ② 子どもスキップ 8 回

2. 対応事例

相談例① 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人	子どもの所属	中高生	相談方法	対面・メール
相談の主な内容	保護者からの心理的虐待				
本人が、日常的に利用する児童館の職員に「両親の言動が威圧的で辛く、家を出たい」と相談した。職員が、月1回アウトリーチする子どもの権利擁護委員への相談を勧め、本人・権利擁護委員・相談員で面談を実施。本人は、常に両親の喧嘩を目にして不安になり、本人の生活への規制も多く、学校生活を友達と同じように楽しむことができないなど、我慢してきた。大学進学後も、このような生活を続けていくことには、限界を感じている。					

【相談者とのやりとり】

相談者	子どもの権利相談室
高校を卒業したら、親と離れて暮らしたい。 親は勉強を強要し、部活やスマホ使用、外出など、すべて決める。暴言は多いが暴力は振るわれない。両親の喧嘩も見たくない。 親と話し合っ、今より嫌な関係になるのは避けたい。今後家を離れ、大学に通う場合、費用はどれくらいかかるのか知りたい。 家を出ても、進学の希望を諦めずに、生活できることが分かって安心した。もう少し様子を見て、また相談させてほしい。	今、困っていることは、どんなことですか？ 権利擁護委員が代わりに、保護者に気持ちを伝えたり、本人・保護者・権利擁護委員で、一緒に話し合ったりすることもできます。我慢せず、今の生活も大事にしてほしいと思います。 奨学金を受けて大学に行くことも可能です。（生活費や学費、奨学金等の概要を説明）一緒に方法を考えましょう。今でも、家が辛くなったら施設で暮らす方法もありますよ。 （安心して生活できないと感じた時に連絡する方法を確認し、次の面会日を決める。）

【調整の概要】

本人は権利擁護委員・相談員と数回、面談するなかで、自分の気持ちを整理し、「自分が自分の人生を決めていける。意見を言ってよい。」と気付き、自信をもって考えを発信していけるようになっていった。安全確認に向け、相談員がメールで近況を聞いたり、次回日程を調整したりしつつ、本人が児童館を利用する際には、職員が声をかけ、共に様子を見守って支援を継続した。

大学進学に向け、奨学金の手続きは関係機関と調整し、同時に、本人の承諾の上で子ども家庭支援センターや児童相談所とも連携を図った。本人が「家を出たい」と決意した時点で、施設に入居する支援を行った。また、学びの継続に向け、関係機関と調整した。本人には、今後も進学など

困ったことが生じたら、連絡するよう伝え、見守りつつ、一旦終結とした。

相談例② 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	母親・本人	子どもの所属	小学生	相談方法	電話・対面
相談の主な内容	他児・保護者とのトラブルと、それに対する学校の対応への不信感				
他児とのトラブルで、本人が、相手方母から怒鳴られることがあった。一方的に本人が悪いわけで無いが、相手方の母は我が子の話のみ信じている。相手方の母から話を聞いた学校の教員も、本人に謝罪を強く求めてしまった。現在、本人は、学校に行くのが怖いと訴えている。 相手方には、再度、謝罪しようと思うが、本人のみが悪かったわけではなく、本人の言い分も伝えてみたいが、相手方・学校へは今後どう対応すればよいか。					

【相談者とのやりとり】

相談者

相手方保護者や、学校の対応に納得がいかず、どうすればよいか。(母からの電話)

母子で来室。子どもの思い(相手方母・指導した教員に対して)を子どもから相談。

他にも学校に伝えたいことがあるので、初めは母から学校に話しに行きたいと思います。どのように進めるとよいでしょうか…

そのように学校にお願いしてみます。

はい。また、相談させてください。

子どもの権利相談室

子どもも一緒に来室し、権利擁護委員と面談してみませんか。

権利擁護委員が直接学校と話し、子どもが安心できるように調整することもできるし、母子が学校に伝える方法を一緒に考えて、助言することもできますよ。

まず教員に相手方母子との話し合いに立ち会ってもらい、事実確認や本人が悪いと自覚している事実への謝罪も含め、話す機会を設定してもらうのはいかがでしょうか。

同時に、本人が母に強く叱責されたことや教員から受けた指導について、怖い思いをもったことを学校に伝えることが大切です。

【調整の概要】

本人がどのようにしたいか丁寧に聞き取りながら、母から学校に伝える内容を吟味した。母の申し出を受け、本人、相手、両者の母、学校管理職と話し合いが行われ、「互いの考えを伝え合い、子どもが納得する方向で話せて、落ち着いた」と、母から報告を受けた。

教員の威圧的と感じる指導については、今回の出来事以外にも、本人が傷つく場面があり、「相談員から学校に本人の思いを伝えてほしい」と、母子から相談を受け、相談員が学校を訪問。本人の思いを伝えるとともに、教員の思いも聞き、内容を母子に伝えた。

母と学校の思いは、共に本人が安心して登校できることであると確認し、その後も数回、調整

した。「今はもう大丈夫だ」という本人の思いを受け、一旦終結とした。

相談例③ 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	本人	子どもの所属	中高生	相談方法	メール・面談
相談の主な内容	母からの心理的虐待				
本人からメールで、「母が自分の人格を否定するようなことを日常的に言うことや、遊ぶ友達、内容や曜日の制限をしてくることなどで困っている」と相談があった。「メールで返信されると、母に分かってしまうので、会って相談したい」と記載されていたため、学校に「会う日程や場所の希望をメールで返信してください」と記した手紙を届けた。それを受けて、本人から「学校で放課後に会いたい」というメールが届き、翌日、学校を訪問して面談を行った。					

【相談者とのやりとり】

相談者	子どもの権利相談室
小さい時、物を投げられたり、足を叩かれたりした。今は無い。理不尽な要望が多い。自分で大事にしている物を取り上げられることもあり、もう母と一緒に居たくない。 施設などがあることは知っている。母は嫌いだけど、優しいときもある。 学校は楽しい。先生に家のことを知られると気を遣われるから嫌。今日は話せてよかったから、また、相談員に聞いてもらいたい。 インターネットで虐待のことを読んだことがある。今は大丈夫だと思う。学校も通いたい。 分かりました。今日、話したことは、絶対に誰にも言わないでください。	家が安心できないとき、別の場所で生活できる方法もありますよ。 母のよいところは・・・なのですね。学校の先生など、誰かに相談してことはありますか？ 今は他の人に言ってほしくないのですね。でも、言葉で傷つけられることや、体罰は、親でもいけないと知っていてほしいです。 また会いに来ます。困ったらメールしてください。学校の先生も聞いてくれますよ。（担任以外にもスクールカウンセラーなど、支援者を伝える。）

【調整の概要】

嫌な思いをしたことなど、言葉があふれ出るように語った。食事は母が作ってくれることや本人が一時保護を望んでいないこと、他の誰にも絶対に伝えてほしくないことなど、聞き取り、身だしなみ、着衣の状況に異常はないことも含め、権利擁護委員に報告し、対応を審議。

友達との関わりが楽しく、転校は頑なに拒んでいたことなど鑑み、本人との信頼関係構築を考え、2週間後に学校に訪問する予定を立てる。1週間経ったところで、一時保護の報告を受けた。学校で、自分から「家を出たい」と申し出たとのことだった。本人が、相談員に相談していたことを告げたので連絡を得た。児童相談所に「学校で本人と話す約束をしていたので、戻ってくるこ

とがあれば、相談室に連絡をいただきたい。」と願い出て、一旦終結とした。

相談例④ 個人を特定できないよう、複数の事例から構成し、内容も変更して紹介しています。

相談者	父親	子どもの所属	小学生	相談方法	電話
相談の主な内容	学校の対応 級友の暴力				
子どもが怪我を負って学校から帰ってきた。担任が連絡帳で伝えてきた怪我の原因と、子どもから聞いた原因は異なっていた。怪我をした部位に異常があったので病院に通院。					
担任に電話したところ、怪我をした時の状況を、子ども双方から正確に聞き取っておらず、相手の保護者にも、級友に怪我をさせたことを伝えていなかった。怪我をしているのに、相手の保護者・子どもから謝罪がないのは、納得がいかない。子どもを安心して登校させたいが、相手の保護者の連絡先も分からず、どう対応を進めたらよいか困惑している。					

【相談者とのやりとり】

相談者

相手の保護者・子どもと話し合いたいです。
学校の対応にも不信感をもっています。

子どもは、母と出かけて、家にいません。
相手の子どもが怖いと言っています。

担任に望むことは・・・
相手の保護者・子どもに望むことは・・・

口頭で、うまく伝えられるか分かりません。

まずは手紙で渡してみます。でも、どう書けばよいか、書くことに自信がありません。

お願いします。



子どもの権利相談室

お子様はどのように感じていますか。
電話でお子様とお話させてもらえますか。

(怪我をした時の状況や思いを傾聴する。)
お父さんが、望まれることは何ですか。

学校に伝える方法を一緒に考えましょう。

手紙に書いて渡すと、学校全体で共通理解してもらえますよ。または、相談員が学校と一緒に一緒に行ってお話することもできます。

先ほどのお父さんの願いも含めて、学校にお願いしたいことを、一緒に整理しましょう。

【調整の概要】

我が子を心配に思い、相手や学校に伝えたい父の感情を整理しながら、丁寧に聞き取った。過去の事象や今回の件への怒りなど、整理しながら、子どもにとって今、大事にしなければならないことや、子どもと父の願いなど、電話で復唱しながら話すことで、父の声色も穏やかになった。

学校に思いを正しく伝えられるか不安とのことだったので、相談員が文章化(子どもへの丁寧な事実確認と保護者への報告を希望することや、相手の保護者への対応等)し、父にメールで参考として送った。怪我の状況を養護教諭に伝えることも助言した。翌日、父から、「学校に手紙を渡したところ、校長先生・担任が理解して対応してくれたので解決し、子どもも安心しています。」

と入電。

3. 開設から1年を振り返って

子どもの権利擁護委員(山下、佐賀、林)、子ども権利相談員(菅野、高橋、田中)に、これまでとこれから子どもの権利相談室について、お話を聞いてみました。

○「子どもと関わること、そこに時間をかけよう」

佐賀 この相談室が開設されるまでの間、権利擁護委員は個々に活動してきました。私は子ども家庭支援センターと関わりがある子どもたちの中から、何か自分の意見がありそうな子どもに「権利擁護委員と話してみないか」という声かけをし、子どもの声を聴いてきました。でも声を聴くことができるのは、その限られた子どもたちだけです。相談室ができることで、すべての子どもにとって、いつでも相談できる窓口があることは、とても良いことだと思いました。

山下 私も当初は、子ども家庭支援センターで職員への支援や子どもとの関わりをしてきましたが、権利擁護委員は当時、区の職員にも、地域の人にもあまり知られていませんでした。それから、直接子どもたちとの関わるができる「中高生センタージャンプ」に、月1回訪問するようになりました。子どもたちや地域の方と顔が見えるようになって、徐々に相談が来るようになりましたが、ジャンプ以外で権利擁護委員に直接相談できるルートは、あまりありませんでした。相談室開設により、相談窓口としての場所と体制が整い、まずは相談員が子どもたちの声を拾い、支援のコーディネートをしてくれています。豊島区の子どもの権利救済に対応できるようになったのです。佐賀さんともお互いが何をやっているか、情報を共有できるようになりました。

菅野 私は、相談員として相談室の開設から携わってきました。第三者機関である権利擁護委員を補佐する立場として、相談員がどのように間に入っていくべきか、報告の仕方、他機関との連携について…悩むこともありました。それぞれのケースで対応していくなかで、形ができていくと思い、1件1件、権利擁護委員に相談をしながら進めてきました。今も迷いつつ、相談員で話し合い、進めているところです。相談室としての進め方については、権利擁護委員の皆さんから「子どもと関わるのが1番大事。そこに時間をかけよう」と助言を受け、徐々に今の形になってきています。

佐賀 直接、親と子どもと面談することで、親の考えが変わっていくのを実感できることがあります。両者の思いが異なるとき、親は何をしてあげたらいいか分からずに混乱し、子どもの声が見えなくなることがあります。親に対して、子どもの立場から思いを伝えること、そして子ども自身が自分の言葉で話すことで、「子どもの思いはこうだったんだ」「子どもはしっかり自分の思いを言えるんだ」というところが見え、親の考え方が軟化していくのを、相談室で目の当たりにしてきました。

○様々な視点からの捉え方

山下 私は弁護士という立場で10年以上、権利擁護委員をやっていますが、相談室ができたことで、別々の領域にいた人が集まって、一緒に支援をしていくことがより一層できるようになりましたね。皆さんは、その中での発見などはありましたか？

田中 私は今までの経験から、相談があったときに、実際の状況がどうなのかをアセスメントして、様々な情報をもとに事実見つける癖がついていた気がします。もっと真っすぐな気持ちで、真摯に相手の話を聞くことが必要だと感じています。まずは、相談してくれた方の立場に立って話を聞くことが先なのかな、ということに気づきました。

高橋 私も子どもに携わる仕事をしてきましたが、実際に相談業務が務まるのかとても不安でした。どうしても、自分の経験によるバイアスがかかってしまいがちですが、どう客観視するかが大事なのかなと思います。子どもにとっての「最善の利益」はとても難しく、抽象的なものです。子どもが安心して自分の思いを表現できるように、子どもの声を聴いていきたいと思っています。子どもだけではなく、大人に沁みついている子どもの捉え方をどうやって変容させていくのかは、子どもの権利侵害を解決するための課題だと感じています。

林 山下さんと佐賀さんは、今まで個々に権利擁護委員として活動されてきたなかで、相談室が開設され、さらにできるようになったことや、組織としての動きの違いなどを感じますか？

山下 子ども本人に会うときに、相談員と一緒に話を聞くことができることは、大きな違いですね。別の視点からの捉え方や、複数の意見を聞けることは、子どもにとってすごくプラスになっていると感じます。関係機関との連携についても、相談員が中心となって動いてくれるので、迅速に進めていくことができています。権利擁護委員が直接前に出て関わっていくケースと、相談員が進めていくケースと、メリハリができるといいのかな、まだ手探りですね。

佐賀 私も山下さんと同じ意見です。従前は個別のケースについて 1 人で対応していたので、第三者機関制という点では欠けていたと思います。これからは、第三者機関としての相談業務のノウハウを構築しなければいけないと感じています。是正勧告をすることを想起してくると、伴走型の支援ではない第三者機関の役割として、違った視点で解決していかなければならないということを、今後どう意識していけるかだと思います。

菅野 子どもの権利に関する救済機関を設置している自治体がまだまだ少ないなかで、先行自治体の状況を参考にしながら進めてきましたが、それぞれ自治体の特徴も異なり、ここをゴールにするというものがないので、悩みますね。

佐賀 豊島区のスタイルを模索していかないといけないよね。

○権利に対する意識を変える

林 豊島区では、子どもの権利に関する条例についての認知が十分とは言えず、学校現場においても子どもの権利意識が浸透していないように感じます。だからこそ、条例があり、それをもとに組織として相談できるところがあるということを見せていく必要があると思います。実際、学校に関する相談

があるので、そこを優先課題として、学校で子どもや教員に向けて、普及啓発活動をどんどん進めていかなければならないと思います。豊島区は公立校だけでなく、私立の小学校・中学校・高校もあるので、そこへのアプローチも課題です。権利侵害になる手前のところで食い止めるには、子どもの権利への理解がどれだけあるか。権利に対する大人の認識が変わっていかないといけませんね。

山下 普及啓発を広げていくためには、子どもたち自身が次の世代に「子どもの権利ってこういうことだよ」と伝えられるといいと思います。人に伝えることで、自分自身の理解が深まり、「いいものだから伝えたい」という気持ちになってくれる人が、増えることが大切です。豊島区には高校や大学がたくさんあるので、そこと連携して、高校生・大学生による出張授業なんてできるといいですね。近い世代だからこそ伝えられることがあるし、教える立場の子ども・若者も、教わる側の子どもも学びを深められると思うのですよ。

林 普及啓発に協力してくれたら、子どもの権利普及アンバサダーみたいなのに認定するとかね。子どもたちを巻き込んで、イベントとかやっていけたらいいですね。

山下 ジャンプを利用している中高生の中には、IT 機器を駆使して、きれいな絵を描いたり、動画を作ったりできる子がいるので、動画での普及啓発とかができるといいですね。子どもたち自身の力を借りながら、子どもたちが主体的に参加できるようになると、より広がっていく気がします。

佐賀 相談室を開設するまでは「すぐに相談は来ないだろう」と思っていたけど、重たい相談が続いています。相談のハードル下げるとしても、もう少し普及啓発活動をやっていかないといいですね。

菅野 そうですね。開設してから、子どもに関わる施設へのアウトリーチなどにも力を注ぎ、様々な相談に対応してきましたが、相談員としても、様々な年齢層の方々に向け、「子どもの権利」に関する普及啓発活動を進めていきたいと考えています。

田中 子どもには、「子どもの権利は守られている」と伝えていますが、親の認識が追いついていないことがありますよね。子どもの学びは多いけど、親の価値観は変わらない。その差が開いてくると、親と子の衝突が増えることもあるのかなと思います。

林 親子で参加できるプログラムを展開できるといいですね。夏休みに、「親子で学ぶワークショップ」なんてできると、子どもの権利について一緒に考える機会にもなるし、自由研究にしてもらってもいいし。

山下 その自由研究を学校の先生が見て、またそこで大人の意識もつながっていくといいですね。

高橋 「権利」って堅苦しいイメージがあるけど、日常の中で楽しく捉えられるように、ちょっとアンテナを張るだけでもいいんですよ。大人がハッとして気が付ける機会を作っていくことで、子どもと

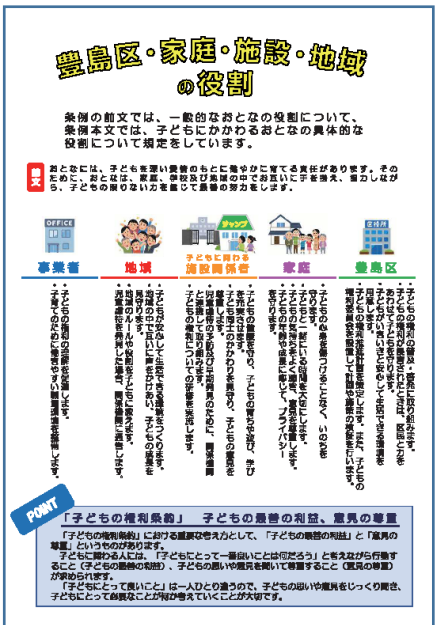
いう存在の捉え方も変わり、子どもの可能性を広げていけると思います。

Ⅲ 普及啓発活動

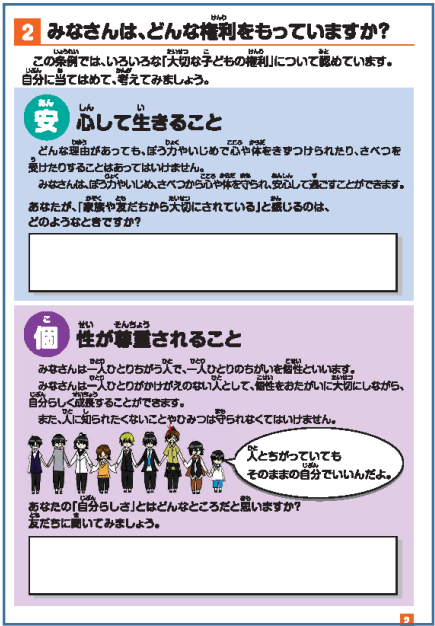
1. 広報物

「豊島区子どもの権利に関する条例」の趣旨を伝えるためのパンフレットや、「としま子どもの権利相談室」の周知用リーフレットを作成しています。

(1) 豊島区子どもの権利に関する条例 周知用パンフレット(一般用)



(2) 考えてみよう！「子どもの権利」学習パンフレット(小学4～6年生向け)



(3)みんな知っているかな？豊島区子どもの権利に関する条例 マンガ版パンフレット



2. 子どもの権利に関する学習プログラム

(1)子どもの権利出張講座

子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員が希望する区立小・中学校に対して実施する出張講座。普段子どもの相談を受けている立場から、子どもの身近な権利について、事例を交えながら紹介。ひとり一人が生まれながらに持つ権利について学ぶ。

■令和5年度実績…7校



(2)CAP ワークショップ

子どもが心身を傷つけられた時のSOSの出し方などを、ロールプレイング形式で学ぶワークショップ。また、子ども向けだけでなく、大人向け(保護者・教員)もあわせて開催し、子どもが暴力を受けたときに手助けするための方法などを、講義や参加者同士の話し合いなどを通して、体験する。

■令和5年度実績…1校

3. 展示

■図書館展示(10月)

子どもの権利に関する図書の紹介とともに、「豊島区子どもの権利に関する条例」の内容を紹介。



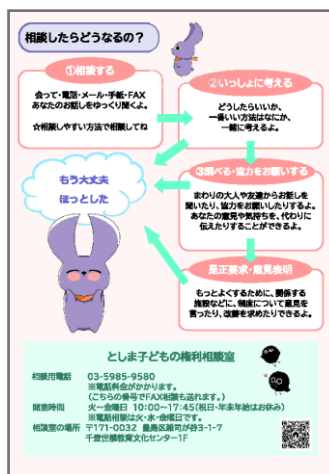
■人権パネル展(12月)

毎年 12 月4日～10日の人権週間にちなみ、子どもの権利に関する区の実践等を紹介するパネル展を実施。



■まるごとミュージアム展示(11月)

庁舎内の通路である回廊を利用したミュージアムに、11月の「としま子ども月間」にあわせて、子どもの権利に関するパネルを展示し、来庁者へ周知。



4. としま出前講座

区内で活動しているグループ・団体でご希望の方には、子どもの権利相談員が地域に出向き、子どもの権利に関する講座を実施しています。ご希望の方は、豊島区ホームページ「としま出前講座」より、お申込みください。

IV 參考資料

○豊島区子どもの権利に関する条例

平成18年 3 月29日

条例第29号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利の普及（第4条）

第3章 大切な子どもの権利（第5条—第12条）

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障（第13条—第15条）

第2節 家庭における保障（第16条）

第3節 子どもにかかわる施設における保障（第17条）

第4節 地域における保障（第18条）

第5章 子どもの参加（第19条—第21条）

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第22条—第28条）

第7章 子どもの権利に関する施策の推進（第29条—第36条）

第8章 雑則（第37条）

附則

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。

それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校

等に在学する者をいいます。

(5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。

(6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

（責務）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。

3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。

4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。

5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及）

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

(1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。

(2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。

(3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

（大切な子どもの権利）

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

（安心して生きること）

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。

(2) 差別や偏見を受けないこと。

- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。
- (個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこ

と。

(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための

体制

(5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。

4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。

5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。

6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。

7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。

3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。

4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの

自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者（ただし、規則で定める者を除きます。）から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

(救済及び回復のための連携)

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（権利委員会の職務）

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

（答申及び提言の尊重）

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

（会長及び副会長）

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

（招集等）

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

（庶務）

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

（委任）

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条ま

での規定は、規則で定める日から施行します。

（平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行）

（平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行）

○豊島区子どもの権利に関する条例施行規則

平成18年 3 月 30 日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年豊島区条例第29号。以下「条例」といいます。）第2条第1号及び第37条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めます。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

(子どもについて)

第3条 条例第2条第1号に規定する規則で定める者とは、年齢が18歳以上20歳未満で、条例第2条第3号に規定する子どもにかかわる施設に在籍などを行っている者をいいます。

(としま子ども月間)

第4条 条例第4条第2号に規定するとしま子ども月間は11月とします。

2 区は、としま子ども月間の趣旨にふさわしい事業を行います。

(としま子ども会議)

第5条 条例第20条第4項に規定するとしま子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、区長に提出することができます。

2 区長は、としま子ども会議が提出した意見などを尊重します。

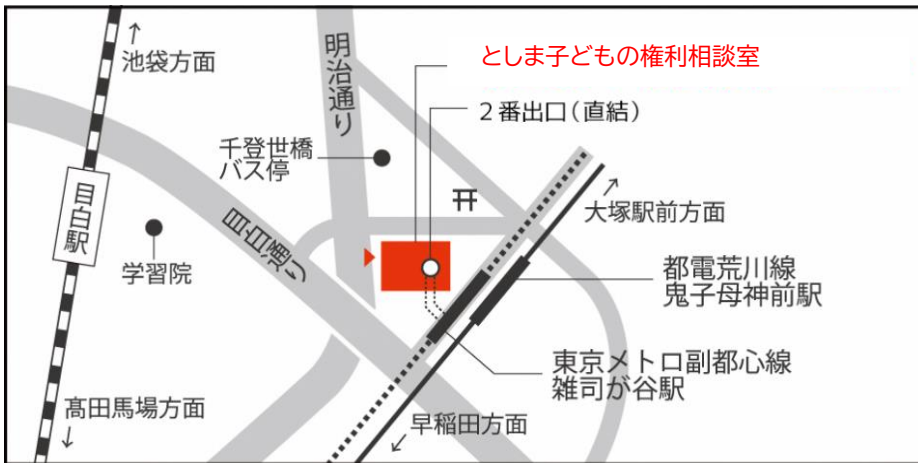
(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定めます。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行します。

としま子どもの権利相談室



〒171-0032 豊島区雑司が谷3-1-7 千登世橋教育文化センター1階

■相談専用電話 03-5985-9580